

## フロンの回収が義務付けに！

### ～ 「環境の保全と創造に関する条例」 ( 案 ) のなかで 規定～

兵庫県は6月22日、オゾン層を破壊するフロンの排出抑制のため、フロンの回収を義務付けることの規定を盛り込んだ「環境の保全と創造に関する条例」(案)を発表しました。その規定内容は、次のようなものであることが明らかとなりました。

#### 規定の概要

##### (1) 特定物質の排出の制限

オゾン層を破壊する物質のうち規則で定めるもの(特定フロン等が規定される見込み)をみだりに大気中に排出することを制限する。

##### (2) 特定物質排出防止基準の設定

知事は、規則で定める物質を使用する機器のうち規則で定めるもの(カ・エアコン、業務用冷凍空調機器、電気冷蔵庫などが対象となる見込み)を使用・修理・廃棄するに当たって規則で定める物質の排出を防止するための基準(フロン回収のための作業基準)を定める。

##### (3) 特定物質排出防止基準の遵守

規則で定める機器を使用・修理・廃棄しようとする事業者は、排出防止基準を遵守しなければならない。基準に違反した場合、知事の改善勧告、改善命令を受けることとなる。

##### (4) 特定物質の排出防止のために講ずる措置への協力

規則で定める物質又は機器を製造・販売・使用する者は、規則で定める機器を使用・修理・廃棄しようとする事業者が規則で定める物質の排出を防止するために講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

##### (5) 指導又は助言

知事は、規則で定める物質の排出の防止のため、規則で定める機器を使用・修理・廃棄しようとする事業者に対して指導、助言を行う。

県ではこの条例(案)を6月開催の兵庫県議会に上程し、議案可決後速やかに公布することとしています。ただし、施行に向けて1年程度の猶予が設けられることとなっています。

- 推進協議会事務局より -

この条例によるフロン回収に対する規制は、推進協議会にとって非常に重要なこととなりますので、今後、会員に対し随時情報を提供していくこととします。

---

# フロン回収作業チ - ムが発足しました！

～被災地域のフロン回収をより効率的に進めるために～

推進協議会では緊急措置として阪神・淡路大震災に係る被災地域で廃棄される業務用冷凍空調機器及び電気冷蔵庫等からのフロン回収事業を、2月末からボランティアの支援を得て実施してきましたが、このたび自立的な体制を整備し、長期にわたって効率的に被災地域でのフロンを無償で回収するための専門的なフロン回収作業チ - ムを発足させました。

## 1. 回収作業チ - ムの編成とその役割

回収作業チ - ムは、推進協議会に属し、兵庫県冷凍空調設備工業会事務局を本拠にして活動します。

回収作業チ - ムは、冷凍空調機器を扱う専門技術者2名で1チ - ムを構成し、車載型回収装置を使用して被災した事業所及び使用者からの要請に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロンの回収を実施するとともに、被災地域の粗大ごみ集積場所を巡回し、廃棄された電気冷蔵庫からもフロンを回収します。

## 2. 回収対象機器と対象フロン

### (1)回収対象機器

被災地域における業務用冷凍空調機器、電気冷蔵庫等であって回収対象フロンを使用した機器を対象とします。

### (2)回収対象フロン

原則として特定フロンのうちフロン11, フロン12, フロン502とします。ただし、フロン22についても可能な範囲で回収することとします。

## 3. 回収・処理費用

回収作業チ - ムによるフロン回収・処理費用は、無償です。

## 4. 周知

回収作業チ - ムによるフロン回収の実施について、県下の市町、冷凍空調設備工事関係者、建設工事業業者に平成7年6月23日付けでこのことについて周知しました。

### フロン回収依頼の連絡先（電話又はFAXにより依頼して下さい）

〒650 神戸市中央区波止場町5番 中突堤先端旅客ターミナル2F  
兵庫県冷凍空調設備工業会事務局内  
フロン回収作業チ - ム  
電話：078 - 321 - 1324  
FAX：078 - 321 - 1424

(別記) 冷凍空調設備工事業者への通知

兵フ第18号の4  
平成7年6月29日

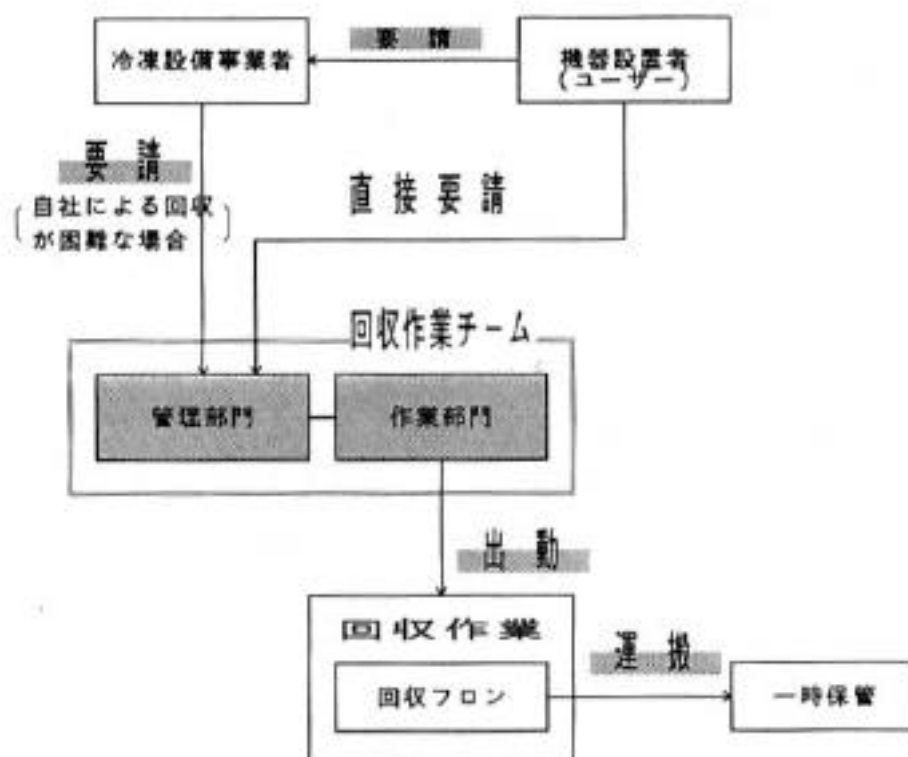
冷凍空調設備工事業者 代表者 様

兵庫県フロン回収・処理推進協議会  
会長 貝原 俊 民

フロン回収作業チームによる被災地域で廃棄される電気冷蔵庫等からのフロンの回収について

本協議会の運営につきまして、平素からひとかたならぬご協力を頂き厚くお礼申し上げます。  
さて、すでにご承知のとおり当協議会では緊急措置として阪神・淡路大震災に係る被災地域で廃棄される業務用冷凍空調機器及び電気冷蔵庫等からのフロン回収事業を、2月末からボランティアの支援を得て実施してまいりましたが、このたび国、県、関係業界のご支援を得て、個別的なフロン回収の依頼に対応するため、別紙のとおり専門的な作業チームを充足させ、長期にわたって効率的に被災地域でのフロンを無償で回収することといたしました。  
つきましては、被災建築物の解体、修理に際し、業務用冷凍空調機器等からのフロン回収を徹底するようお願いするとともに、貴事業所によるフロン回収が困難な場合、このたび設置した「フロン回収作業チーム」に要請して頂きますようお願い申し上げます。  
なお、貴事業所が被災した機器から自主的に回収したフロンであって、その破壊（分解）を希望する場合、無償で処理することとしていますので、その旨当協議会に依頼して頂きますようお願い申し上げます。  
また、回収のための容器について貸与（無償）の希望がございましたら推進協議会に連絡頂ければ対応させていただきます。

(参考) 回収作業チームによるフロン回収作業フロー



---

# 平成7年度通常総会が盛大に開催されました！

## ～ 設立後初めての通常総会の開催～

推進協議会の平成7年度通常総会が、平成7年6月13日、兵庫県教育会館ホ-ルで芦尾副知事を迎えて開催されました。

その概要を以下のとおり報告させていただきます。

### (概要)

1. 日 時 平成7年6月13日(火) 13:00～14:00

2. 場 所 兵庫県教育会館 5Fホール

3. 出席者 出席 101団体(116名)

委任状 166団体

計 267団体

(規約上必要な定足数である全会員368の1/2=184を満たしていました。)

### 4. 議 事

#### (1) 議案

第1号議案 平成6年度事業報告並びに収支決算に関する件

第2号議案 平成7年度事業計画に関する件

第3号議案 平成7年度収支予算に関する件

第4号議案 役員の変更に関する件

#### (2) 報告事項

寄付の受け入れについて

被災地域でのフロン回収について

専門委員会規程の制定について

### 5. 結 果

(1) 第1号議案から第4号議案まですべての議案について、出席された全会員の賛成をもって承認されました。

(2) 報告事項3件についても、全会員の賛成をもって承認された。

---

# 記念シンポジウムが開催されました！

## ～ テ - マは、震災におけるボランティア活動とフロン回収～

平成7年度通常総会終了後、14時から2時間、「記念シンポジウム」が開催され、パネリストの熱心な報告に出席者全員が真剣に聴講しました。

シンポジウム開催の趣旨及びコ-ディネ-タ-、パネリストの方々は次のとおりでした。

### 1. 趣旨

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生したが、協議会は昨年(平成6年)の12月に発足したばかりであり、まだフロン回収システムも立ち上がっていませんでした。このような時期に今回の震災があり、通常時に廃棄される冷蔵庫等のフロンの数年分のものかが廃棄放出される状況になりました。

協議会では、このフロンを放出させてしまっては今までの苦労が水の泡になるとの危惧が巻き起こり、この廃棄冷蔵庫等から可能な限りフロンを回収することが、少しでもオゾン層保護に役立ち、またフロン回

取についての意識高揚を図るものであり、困難な状況の中でも緊急の課題であるとの認識が高まりました。  
このことから平成7年2月13日から同協議会が中心となり、各方面から参加したボランティア等の協力を得て出来る限りのフロンを回収するため、廃棄冷蔵庫等からフロンを回収することとし、大きな成果を得ることができました。

そこで、震災におけるボランティア活動という視点を通じ、今回のフロン回収に実際にあたって頂いたボランティアの方々の生の意見、問題提起を聞機会を設け、推進協議会の今後の活動に反映させ、生かしていかなければならないという意味から本シンポジウムが企画されました。

## 2. コーディネーター、パネリスト

- コーディネーター 中瀬 勲（県立人と自然の博物館環境計画研究部長）  
 パネリスト 相川康子（神戸新聞社）  
 大野木克彦（兵庫ダイハツ販売株式会社）  
 筒井信博（兵庫県廃家電品適正処理協力協議会・(財)家電製品協会）  
 山本達士（(財)神戸学生青年センター）

## - 関連情報 -

# フロン回収装置購入融資制度が創設

兵庫県では、従前から公害除去施設等の設置について、資金融資および利子補給を行っていますが、このたび、フロン回収装置の購入等に対してもその制度が適用されることとなりました。

制度の概要については、次のとおりです。

平成7年度公害除去施設等設置資金融資制度

### 1 融資制度の概要

		公害防止資金	緑化資金
融資対象者		県内にある工場または事業場で、県内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる中小企業者等	
資金用途		①大気汚染や水質汚濁などの公害を除去するための施設設置費用 ②産業廃棄物の処理及び資源化再利用する施設の設置費用 ③現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転費用 ④規制の特定物質(フロン等)使用施設の代替施設の設置及び回収、破壊施設・機器の購入に要する費用 ⑤石油に替えて天然ガスを燃料とする燃焼施設を設置する費用 ⑥既存の公害除去施設の補修費用 (付帯する土木・電気工事費、測定調査費、設計費も対象とする。)	工場などの敷地内において「全県全土公園化の推進に関する条例」に基づき行う樹木等の植栽に要する費用  (規則で定める事業所の緑化基準(敷地面積の20%以上を緑化するなどの基準)に従って樹木等の植栽を行うもの)
融資条件	限度額	1企業 3,000万円	1組合 4,000万円
	融資利率	年3.8%	年3.1%
	償還方法	7年以内(1年据置可)、元金均等月賦償還	
	信用保証	原則として必要	
事務の流れ			
<pre>           graph LR             SME[中小企業者等] -- ①申請 --&gt; HSD[保公健書所課]             HSD -- ②融資幹旋 --&gt; EMD[環境管理課]             EMD -- ③保証を付けて送付 --&gt; HPCGA[兵信証庫用協保会]             HPCGA -- ④融資実行 --&gt; SME             HPCGA -- ⑤融資実行報告(金額確認(号)附) --&gt; EMD           </pre>			

## 2 利子補給制度の概要

補給対象者	上記1の融資制度を利用された方（緑化資金を除く）
補給率	中小企業 支払った利子の25% 小規模企業（従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の企業） “ 50%
補給期間	施設設置完了の届出がされた月の翌月から償還（7年以内）が終了するまで（毎年1回、1年間に支払った利子の一部を補給）
事務の流れ	

詳細については、本推進協議会または、兵庫県環境管理課まで。

- お知らせ -

## 冷媒フロン回収技術講習会が開催されます。

当推進協議会では、オゾン層保護対策推進月間にあたり、冷媒フロンの適切な回収の普及を図るため、現在の回収の状況、回収技術の種類・方法、問題点等について、講習会を下記のとおり開催することとなりました。

現在、多数の申し込みをいただいておりますが、まだ会場に余裕がございますので是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

なお、御出席いただきます場合は、お手数ですが下欄の参加申込書を事務局までFAX又は郵送で提出下さい。（7月10日までお願いします。）

- (1) 日時 平成7年7月26日（水）13：30～15：30
- (2) 場所 ひょうご共済会館 5階ホール  
神戸市中央区中山手通4丁目17-13  
(電話 078-222-2600)
- (3) 内容
  - (1) フロン回収の現状と取り組み（兵庫県保健環境部環境局 大気課）
  - (2) フロン回収と高圧ガス取締法（同上）
  - (3) 冷媒フロン回収技術について（兵庫県フロン回収・処理推進協議会 技術指導員）
- (4) 参加費 無料

- トピックス -

## 7月は「オゾン層保護対策推進月間」です！

フロン等のオゾン層破壊物質の削減を円滑に進め、オゾン層保護対策を的確に推進するに当たって、国民各層の理解と協力を得ていくことが重要であるということから、通商産業省、環境庁が中心となって平成元年から、毎年7月を「オゾン層保護対策推進月間」とし、各種普及啓発活動が展開されてきました。

本年も7月を迎え、様々な普及啓発活動が各方面で展開されることとなっています。会員の皆様の積極的な参加をお願いします。

- 推進協議会の英文名称について -

このたび、兵庫県フロン回収・処理推進協議会の英文名称を次のように決定しました。

Hyogo Association for Recycling and Destruction of CFC's

略称は、HARDOC（ハードック）です。今後、よろしくお願いいたします。

- 広報紙の名称について -

本広報誌「トライアングル（仮称）」は、本年2月10日、震災対策に迫られるなかで創刊し、本号まで号を重ねてまいりました。

震災関連情報等、会員の皆さんに少しでも役立つようにと考え、急遽創刊したため、誌名を仮称としてまいりましたが、事務局ではそろそろ正式な名称をと考えております。

ついては、会員の皆様方の忌憚のないご意見、新名称の提案等をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会事務局

〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県保健環境部環境局大気課内）  
電話 (078)341-7711 内線3365 ダイヤルイン(078)362-3284  
FAX (078)362-3966